



Berry

# 親のための 成年後見ハンドブック 2008

だれにもわかる  
すぐに役立つ

PandA・J

# Contents

はじめに	1
1 わが子に成年後見人は必要か？	3
2 後見人・保佐人・補助人	8
3 財産管理とは	10
4 身上監護とは	11
5 後見人を選ぶ	13
6 親は後見人になれるの？	15
7 きょうだいは後見人になれるの？	19
8 親戚の人は？	21
9 第三者の後見人はどうなのか？	23
10 いいことばかりじゃない？	26
11 やっぱり後見人はいらない？	28
12 ダメな後見人だったら？	30
13 後見に必要なお金は？	32
14 後見人の役目はいつまで？	34
おわりに	35



## はじめに

あなたのお子さんは成年後見制度を利用していますか。

していない？ それはなぜですか。子どもが20歳を過ぎたら親は親というだけでは子どもの代わりに「法律行為」をすることはできません。「法律行為」というと難しそうですが、買い物をしたり、福祉サービスの利用契約を結んだり、年金を振り込んでもらうために郵便局や銀行に口座を開いたり……という日常生活をするために必要なたくさんのごことが「法律行為」にあたります。

「後見人なんてなくても口座は開けたわよ」

あなたはそう思っているかもしれません。ヘルパーを利用するための事業所との契約だってみんな親がやっているし、と思うでしょう。

そうです。後見人がいなくても今すぐ困ることはほとんどありません。本当はいけないことだけれど、あんまり厳密にうるさいことを言っている世の中混乱してしまうから、黙認されているのです。

しかし、あなたにもしものことがあった時、あなたの知らないところで子どもが悪質商法に引っかかって被害を受けた時、後見人がいないために障害のあるわが子がどんな目にあうのかを想像してみましょう。平穩に暮らしているときはわからないだけなのです。

もうひとつ、考えてほしいことがあります。

今は何も困ったことがなく、平穩に暮らしているように思えたとしても、あなたのお子さんは本当に何も困ったことがないのでしょうか。

ひょっとしたら、あなたが平穩だと思っているだけで、子どもはもっと別の暮らしがしたいと思っているのかもしれません。

親には親にしかできないことがいっぱいあります。しかし、親だからこそわからないこともあります。わが子が可愛くて心配でしょうがないからこそ見えないことがあるのです。だから、そういう事情を理解してわが子の人生を考えてくれる第三者（後見人）が必要なのかもしれません。

心配しないでください。後見人がいないのはあなたのお子さんだけではありません。全国を見渡しても、知的障害者の成年後見はあまり進んでいません。

しかし、いくつかの地域では親の会が成年後見制度の活用を活発に行おうとしているところがあります。親の会はどうやって関わっているのか、どうすれば自分の地域でもできるのか、関心を持ってください。

成年後見について考えるということは、なにも難しい制度について勉強することではありません。あなたのお子さんについてよく知り、あなた自身のこと、社会のことについてもよく知ることです。そして、障害のあるわが子がどうやってよりよい人生を歩んでいくことができるのかを考えることにほかなりません。

親であるあなたにもしものことがあった時、障害のあるわが子が路頭に迷うことがないように、今から始めましょう。それが、かけがえのない今この時を幸せに生きることにつながるのではないのでしょうか。



## わが子に成年後見は必要か？

知的障害があるからといって、だれでも成年後見が必要なわけではありません。後見人がつくといろいろな面で安心ですが、選挙権がなくなる場合もありますし、いろいろな不利益が伴います。

まず、あなたの障害のあるお子さんに後見人が必要なのかどうか考えましょう。とりあえず、次の設問（五者択一）に答えてみてください。

### Q1 日常的な買い物

コンビニで買い物をする、切符を買って電車に乗る、レストランで料金を払う、服を買う、CDを買うなど日常的な買い物が自分で行える？

- 1 できる
- 2 できるが、たくさん買いすぎて生活費（小遣い）がなくなることがある
- 3 ときどき釣り銭をまちがえたりもする
- 4 好きなものは選べるが、自分でお金を払うことはむずかしい
- 5 ほとんどできない

### Q2 高額な買い物

預金をおろしてデジカメやスーツを買ったり、海外旅行のチケットを買ったりすることができる。ローンを組んで車やマンションを購入することができる？  
自分の財産や収入に照らして、まあまあ妥当な買い物したりレジャーを楽しんだりすることができる？

- 1 できる
- 2 できるとは思うが、いつ失敗するかわからない
- 3 できそうに見えるが、節約の観念があやふやで、不安だ
- 4 貯金やローンの意味がよくわかっていないかもしれない
- 5 できない

**Q3**

### アパートを借りる

不動産屋でアパートやマンションを探して、借りる契約をすることができる。  
敷金や礼金の意味を理解し、管理規則を守って暮らすことができる？

- |   |                         |                          |
|---|-------------------------|--------------------------|
| 1 | できる                     | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 信頼できる人に付き添ってもらえばできる     | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 収入に見合った家賃の部屋を選ぶことがむずかしい | <input type="checkbox"/> |
| 4 | だいたいできるが敷金や礼金の意味がわからない  | <input type="checkbox"/> |
| 5 | できない                    | <input type="checkbox"/> |

**Q4**

### 福祉サービスを選んで契約する

ホームヘルプやガイドヘルプが必要なときに、事業所と契約してサービスを受けることができる。グループホームへの入居の契約を事業所としたり、嫌になったときに契約を解除したりすることが自分でできる？

- |   |                                 |                          |
|---|---------------------------------|--------------------------|
| 1 | できる                             | <input type="checkbox"/> |
| 2 | できるが、事業所の言いなりになっている面もある         | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 利用時間に制限があることや、自己負担の意味がよくわかっていない | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 事業所やヘルパーに苦情(文句)を言えない            | <input type="checkbox"/> |
| 5 | できない                            | <input type="checkbox"/> |



**Q5****障害基礎年金の管理と出納**

自分で口座を管理し、振り込まれてくる障害基礎年金の中から必要な分をカードで引き下ろしたり、もらった給料を自分の口座に振り込んだりすることができる？

- |   |                                   |                          |
|---|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 | できる                               | <input type="checkbox"/> |
| 2 | できるが、ときどき誰かがチェックしないと不安だ           | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 引き出すことはできるが、現金を預け入れるという意味がよくわからない | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 口座やATMのことがあまり理解できていない             | <input type="checkbox"/> |
| 5 | できない                              | <input type="checkbox"/> |

**Q6****相続**

親などが亡くなったとき、自分が遺産を相続する権利があることを理解し、そのための手続きをすることができる。弁護士などに手続きを依頼することができる。相続した遺産を管理することができる？

- |   |                                |                          |
|---|--------------------------------|--------------------------|
| 1 | できる                            | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 誰かが教えてくれればだいたいできる              | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 親が残した負債(借金)も相続する場合があることが理解できない | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 兄弟姉妹などと遺産を分け合うという意味がよくわかっていない  | <input type="checkbox"/> |
| 5 | できない                           | <input type="checkbox"/> |

**Q7****財産の処分**

相続した財産を持っているだけでは仕方がないので、それを処分してマンションを買ったり、アパートを建てて家賃を得ることを計画することができる？

- |   |                                      |                          |
|---|--------------------------------------|--------------------------|
| 1 | できる                                  | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 誰かが教えてくれればだいたいできる                    | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 世話になった施設に気前よく寄付したり、友だちに分け与えたりする傾向がある | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 不動産、財産などの概念があまりわかっていない               | <input type="checkbox"/> |
| 5 | できない                                 | <input type="checkbox"/> |

## Q8

### 悪質商法の被害

悪質商法によるリフォーム詐欺に引っかかったり、高額な宝石やエステや会員権などを買わされたりしたことがある。まだないが、いつ被害にあうかわからない。被害にあったときにどうすれば救済されるのかわかる？

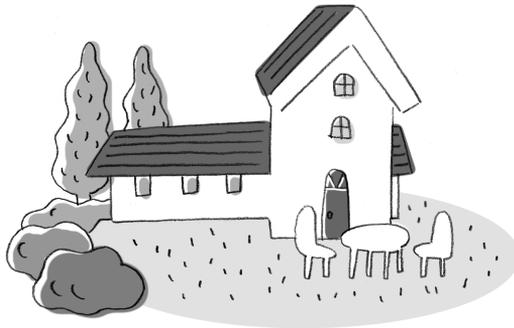
- 1 悪質商法に引っかかってはいけないと思っている。被害にあったら消費生活センターに相談しようと思っている
- 2 被害にあったことはあるが、それを教訓にして用心するようになった
- 3 何でも人の言うことは信じてしまう傾向があるので、いつ被害にあうか心配だ
- 4 相手を疑うということができない
- 5 まったく言葉でのやりとりができないので、悪質商法とは無縁だと思う

## Q9

### 虐待など権利侵害

職場や施設で殴られたり、性的な被害を受けたりしたとき、それを誰かに訴えて解決しようとすることができる？ 被害にあいそうになったときに逃げたり、何らかの方法で自分を守ったりすることができる？

- 1 ふだんから親や友だちにそういうことはよく話すので、たぶんできると思う
- 2 少々のはがまんして泣き寝入りしている
- 3 助けを求めることができそうな人が身近にいない
- 4 親に訴えてくるが、少々はがまんすべきだと親は思っている
- 5 自分ではまったく防御したり解決したりできない



Q10

治療と入院

体の具合が悪くなったり、けがをしたりしたとき、病院に行って治療をしてもらうことができる。きちんと症状を説明し、医者に質問することもできる。保険証を持って行く意味や、民間の保険に入っている場合は自分で申請して保険金をもらうことができる？

- 1 できる
- 2 医師や看護師への説明や質問はできるが、保険証や民間の保険の意味はわからない
- 3 セカンドオピニオン（別の医者に診てもらって、どちらの診察や治療がいいのかを選ぶことができる）の意味がよくわからない。
- 4 簡単な治療は受けられるが、入院の手続きや薬の副作用の意味などがよくわからない
- 5 できない

さあ、どうでしたか？

すべてが**1**だった人はいるでしょうか。たぶん、障害がなくても胸を張って「すべて**1**だった」と答えられる人はあまりいないのではないでしょうか。とりあえず、そういう人は、後見人の利用を今は考えなくてもいいと思います。

**5**が多かった人、あなたのお子さんには後見人が必要です。たとえ親が若くて健康だとしても、もしもの時のために後見人について今からよく考えて準備しておいた方がいいと思います。

**2 3 4**が多かった人も後見制度の利用をお勧めします。今の世の中は便利にはなりましたが、とても複雑で何でもかんでも契約でしられるようになりました。悪意のある人もいっぱいいて、障害者だからといって容赦はしません。いろんなところに「落とし穴」があることを考えると、知的障害のある人がたった一人で世の中を渡っていくのはやっぱり心配です。



## ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 2

# 後見人・保佐人・補助人

あなたのお子さんに後見人が必要だとわかったからといって、それで自動的に市役所などが手続きをしてくれるわけではありません。

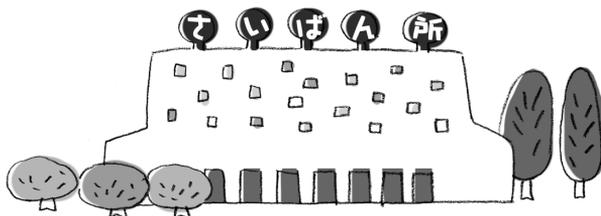
まず、障害のある本人や父母や配偶者(夫・妻)、4親等内の親族(兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母、いとこ)などが家庭裁判所に申し立てなければ、何ごとも始まりません。身よりのない人の場合には、市区町村長が申し立てることもできます。こうした申し立てを受けて、家庭裁判所が必要かどうかを判断してから、後見人を選びます。

後見人はどのようなことができる権利があるのでしょうか。

**代理権**……障害者のある本人が行う法律行為(買い物、福祉サービスの契約、遺産相続、寄付などいろいろ)を、本人の代わりに行う権限。

**同意権**……障害のある本人が行う法律行為の有効性を判断する権限。

**取消権**……障害のある本人が行った法律行為が、実はだまされているのではないか、損しているのではないか、と思われるとき、それを取り消すことができる権限。



「成年後見」とひとことで言いますが、障害者の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型に分かれます。その障害者にはどれがふさわしいのかは、医師の判断を中心に、申し立てる人の意見などを聞きながら裁判所が判断して決めます。類型別の支援の内容は次のようなものです。

**補 助**……だいたい日常生活は自分一人で困らずにできるが、少し不安がある場合の支援。たとえば、悪質商法の被害にあったことがある人・あいやすい人、借金やローンの仕組みなどがわからない人の支援です。

**保 佐**……ふだんの買い物くらいはできるが、金を借りたり、保証人になったり、不動産を手に入れたり、売却したり、家を新築したり改築したり、遺産を相続したり放棄したり——ということを行るのが難しい人の支援です。

**後 見**……そもそも日常生活を送る上で、買い物をしたり、福祉サービスの契約をしたりという「法律行為」の意味がわからない人の支援です。

類 型	代理権	同意権	取消権
補 助	△	△	△
保 佐	△	◎	◎
後 見	◎	◎	◎

◎全的に権利がある △本人の同意が必要

### 3

## 財産管理とは

後見人のやるべきことは、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」だと言われています。どんなことが財産管理と身上監護にあたるのでしょうか。

本人（障害のある人など）がどんな財産を持っているのかをきちんと把握し、年金を受け取ったり、必要なお金を支払ったりすること、預貯金の通帳や保険証書を保管することなどが、財産管理です。

また、被後見人が住んでいる家やマンションを維持、管理するだけでなく、処分することも後見人の業務に含まれます。ただし、住む家がなくなってしまったのでは、障害のある人の心身の健康がおびやかされることになるので、後見人が独断で処分することはできません。家庭裁判所の許可が必要です。処分とは家を売り払ってしまうことだけでなく、賃貸借の契約を解除すること、抵当権を設定すること、そのほかこれらに準じる行為も含まれます。

後見人になったら、まず被後見人（障害者）がどのような財産をもっているのかを調べ、目録をつくります。年金や働いて得る収入などがどのくらいあるのかも調べます。次に、日常生活にどのくらいのお金がかかるのか、福祉サービスの利用料や病院に通っている場合には治療費がどのくらいかかるのかを調べます。財産を管理するために必要な経費についても調べます。その上で、毎年どのくらいのお金がかかるのかを予定を立てます。これを「費用の予定」（後見予算）と言います。

この予算を立てることは、どのような後見をしていくのか、方針を立てることにもなります。金融機関には成年後見を開始したことを届け出をします。その他の関係のありそうな公的機関に対しても後見の通知をします。

被後見人のために必要な費用は、被後見人の財産から支払うこととなります。ただし、あらかじめ予算を立てた上で、毎月決められた額を引き出し、その中でやりくりするべきです。予想外の出費のために、予算内でまかなえなくなったら場合には、必要に応じて家庭裁判所に相談します。

## 4

# 身上監護とは

障害のある人の生活や健康や医療に関する「法律行為」をすることをいいます。

まずは、どこで誰と暮らすかということが障害のある人にとってはとても重要です。本人の思いを中心に考えることはもちろんですが、本人の健康状態や判断能力、周囲の支援がどのくらい受けられるのかということも勘案しながら判断しないとけません。

アパートで一人暮らしをしようとするときには、大家さんと契約を結ばなければなりません。仲介する不動産屋に払う手数料や、敷金や礼金も決めなければとけません。保証人も必要です。

入所施設に入るときにも、契約を結ぶなどいろんな手続きがあります。

また、地域で暮らすために必要な福祉サービスを受けるためには、まず障害程度区分の認定を受けないとけません。結果

が実態とかけ離れていると思ったら、不服

であることを申し立てる必要があります。

そして、グループホームや

ホームヘルプなどを利用する

ときには、こうした福祉サー

ビスを行っている事業所と

契約を結ばねばなりません。

ん。

病気やけがをしたとき

は病院や診療所で治療を

受けますが、どんな症状な

のかを医師に伝え、どのよ

うな治療をするのかについ

て医師から説明を受けます。説

明に納得できなければ、さらに医

師と話し合うか、セカンドオピニオ



ンといって別の病院で治療方法を聞くこともできます。なんでも医師まかせにすることはできません。入院するときにはまた手続きが必要になります。健康保険があっても自己負担分は窓口でお金を払わねばなりません。生命保険に入っている場合は、医療費補助が受けられるかもしれません。

こうした、実にたくさんのごことが身上監護には含まれます。その身上監護をきちんと行うために、必要な情報を集め、被後見人の本当の気持ちをいつも確かめ、時には被後見人が入っている施設を訪問して、被後見人が困っていないか、施設がきちんと必要な処遇をしているのかということをチェックする必要があるかもしれません。後見人としてやらなければならない仕事をするためには、そうした努力が求められています。

ただし、手術などの同意は後見人にはできません。手術はその人の体にメスを入れたりして、生命・身体にかかわることなので、これに関する同意は親族でないとダメ、とされています。

また、買い物への同行、そうじ、洗濯などの家事労働や、外出の付き添い、送迎、荷物運びなどは、基本的には「法律行為」ではなく、単なる「事実行為」になりますので、後見人の業務としての「身上監護」には含まれません。もっとも、散歩をしながら被後見人の気持ちを聞いたり、買い物に付き合ったりしながら被後見人の心身の調子がどうか様子を見たりすることもある（それは、身上監護を行ううえで、必要なことも少なくない）ので、こういう「事実行為」をやってはいけないということではありません。

## 後見人を選ぶ

知的障害のある人の生活にとって後見人の存在がいかに大切かわかっていると思います。預金や自宅などの財産があっても自分ひとりで管理することができない。けがや病気になって病院で治療を受けるとき、介護が必要になってホームヘルパーを派遣してもらったり、施設に入ったりするとき、自分ひとりで手続きをすることができない。そんなときのために、本人に代わってこうした役割をはたす人が必要になるのです。それが、後見人です。

そのような重要な役割を担う後見人はいったい誰がやるべきなのでしょう。

通常の場合、家庭裁判所はその障害者にふさわしい後見人を見つけてきてくれるわけではありません。だれを後見人にするのかは、まずは親族が候補者を選んでから家庭裁判所に申し立てします。身よりのない人の場合は市区町村長が候補者を選んでから申し立てます。

その人が後見人としてふさわしいかどうかを判断して最終的に決定する権限は家庭裁判所にあります。障害者（被後見人）がどんな暮らしをしているのか、財産はどのくらいあるのか、後見人になる予定の人とはどんな関係なのか、その人はちゃんと後見人としての仕事をやれるのか……。いろいろなことを裁判所は考えながら、後見人を選定します。

現在、障害のある人や認知症のお年寄りの後見人の8割は親族がやっていますが、それ以外のいわゆる「第三者」の後見人としては、弁護士や司法書士や社会福祉士などの専門家がやっている場合がほとんどです。たしかに、こうした専門家に任せれば、財産



管理やさまざまな契約の手続きなどについては安心です。

ただし、こうした専門職に後見人を頼むと、当然のことながらお金がかかります。財産のあるお年寄りの場合はそれでいいのかもしれませんが、あまり収入のない障害者の場合、生活費すら足りないのに毎月2万円も3万円も後見人に支払っては生活できなくなると心配する声をよく聞きます。実際には、裁判所は後見を受ける人の財産内で報酬を決めるので、生活ができなくなってしまうということは考えられません。後見人の仕事をしているのにまったく報酬がもらえなくて泣いている社会福祉士もいます。それはそれで問題なのですが、困っているときにはお金のことを心配して躊躇するのではなく、まず相談に行きましょう。

成年後見制度が目指しているのは、その人がどんな生活をしたのかを一緒に考えて、必要な援助を受けられるようにしてくれる「身上監護」です。そのために「財産管理」をして、必要なことに使えるようにするのです。障害者の特性をよく理解して、障害者本人に寄り添って身上監護をするのに、どのような後見人がふさわしいのか、ということを考えなければなりません。

## 6

# 親は後見人になれるの？

もちろん、なることができます。お金のない知的障害者の場合、ほかに後見人をやってくれそうな人がいない場合、とりあえず親が後見人になるというケースは珍しくありません。これまで障害のある子と誰よりも長い時間を共に暮らし、辛いことも楽しいこともたくさん共有してきた親こそが、障害のある人のことを最もよく知っている存在であることは間違いありません。

しかし、親が後見人になるのは本当にいいことなのでしょうか。親は障害のあるわが子の後見人にふさわしいといえるのでしょうか。

あなたはわが子の後見人としてどのくらいふさわしいのかチェックしましょう。自分のことやわが子のことはよくわかっているつもりでも、わかっていないものです。客観的に親としての自分を見るためのチェックシートです。次頁の設問に答えてみてください。





## あなたの後見人適性度チェック

1	子どもの障害基礎年金を生活費などに使ったことがある？	はい	いいえ
2	子どもの障害基礎年金の口座と家族の口座は分けていない。	はい	いいえ
3	わが子のことは親である自分が何もかもわかっていると思う。	はい	いいえ
4	これまで子どもの療育にかかった経費は、障害基礎年金から返してもらってもいいと思う。	はい	いいえ
5	子どもが同居しているうちは障害基礎年金から家賃分は親がもらってもいいと思う。	はい	いいえ
6	子どもが世話になっているのだから、施設や作業所や学校の職員から多少の体罰があっても仕方がないと思う。	はい	いいえ
7	体罰はいけなしいと思うが、世話になっている相手に注意することはなかなかできない。	はい	いいえ
8	やはり入所施設の中で暮らすのが安全だし、本人には幸せだと本音では思う。	はい	いいえ
9	知的障害のある人が恋愛や結婚するのは適切ではないと思う。	はい	いいえ
10	知的障害のある人に選挙権は必要ないと思う。	はい	いいえ
11	治療してくれる医者に質問したり、異を唱えたりしてはいけなしい。	はい	いいえ
12	財産は障害のない兄弟姉妹に譲り、その代わり障害のある子の面倒をみてもらいたい。	はい	いいえ
13	兄弟姉妹が後見人になってくれれば安心だ。	はい	いいえ
14	世話になっている施設の職員が後見人になってくれると安心だ。	はい	いいえ
15	後見人制度など必要ないと本音では思っている。	はい	いいえ

## 後見人にふさわしい親？ ふさわしくない親？

<適性度チェック>のうち、一つでも「はい」がある人は、後見人になるのは慎重に考えた方がいいと思います。三つ以上「はい」がある人は、後見人になるべきではありません。五つ以上「はい」がある人は、今すぐあなたの子どもに第三者の後見人をつけるべきです。

そんなことを言われると、ムカッとする人がたぶんいるでしょう。「私だって働き始めたら生活費は給料の中から親に渡していた。家賃分を障害基礎年金からもらってどこが悪い」「兄弟姉妹を信じなくて、誰を信じることができるのだ」などといった声が聞こえてきそうです。

親の価値観は実にさまざまで、どのように考えるかはあなたの自由です。その価値観を変えろと強要するつもりはありません。親であるあなた自身は若いころ、自分の収入の中から生活費や家賃を実家の家計に入れていたかもしれません。しかし、それは実家の家計には入れないという選択肢も得た上で、入れることを選んだのです。嫌になったらいつでも自宅を飛び出す自由だってあったはずです。障害者、特に言葉のないような重度の障害者はそのような選択肢も認識した上で障害年金を家計に入れることを納得しているのでしょうか。

いや、それでも障害のある子の障害年金から家賃分や食費分は自宅の家計に入れることがなぜ悪い？と問われれば、「悪くはありません」とお答えします。悪くはないけれど、障害のある人の収入（障害年金など）と自分の収入を同じ家計に入れてしまえる立場の人が、後見人としてふさわしいのかどうかを慎重に考えた方がいいのではないですか、ということ言っているのです。

障害のある子のことを誰よりも深く大切に思っているのは親だと思います。

しかし、誰よりも深く大切に思っていることが、後見人の適性を判断する<ものさし>になるのかどうかは別だと思います。誰よりも大切に思っていることが、知らず知らずのうちに障害のある本人に対して管理的な態度になったり、自由を束縛したりすることがないとは限りません。むしろ、少し心理的な距離を置いた人の方が、障害のある人の後見人にはふさわしい場合があるのかもしれません。

親はわが子が生まれたときから最も身近にいる存在であり、誰よりも障

害のあるわが子のことをよく知っているのだらうと思います。しかし、障害のあるわが子のすべてを知っているわけではありません。むしろ、親だからこそ見えないこと、知らないことがあることに気づくべきです。

あなたの親はあなた自身のことを完璧に何もかも知っていたでしょうか。あなたの人生は、親の思い描いた理想と完璧に一致しているでしょうか。親に反発を感じたことは一度もありませんか？

親には見えないことが子ども自身にはいっぱいあって、親の思いからはみ出した部分で冒険したり、失敗したりしながら、自らの人生を切り開いて行くのです。それは障害のある子だって同じです。親だからこそ見えないことが、障害のある本人の人生にとってとても大事なことだったりするものです。

親はわが子のが可愛くて無償の愛を惜しげもなく注ぐものです。障害のある子の場合にはなおさら不憫さが募り、何もかも犠牲にしてわが子のために尽くしたりします。

しかし、注意深く見てみると、「わが子のために」と思ってやっていることの中には、実は「親自身の安心感を満たすため」「親自身の達成感を満たすため」にやっていることがあるものです。親にはそれが気づかないのです。なぜならば、冷静に客観的に自分のしていることが何なのかを分析することなど、障害のあるわが子が可愛くて、不憫に思えて仕方がない親にできるはずがないからです。

親にしかできないことはたくさんあります。それは後見人の業務とは質が違うものかもしれません。

知的障害者の後見人になる人が圧倒的に不足し、障害者の所得が低くて後見人に払う費用も捻出できないままなのに、福祉の世界にも「契約」が導入されて後見人が必要だと盛んに言われているのが現状です。やむを得ず親が後見人になっているケースは多く、それ自体を否定したり批判したりするつもりはありません。

ただ、障害のある子のこれからの人生を考えると、もう一度スタートラインに立って親である自分自身のこと、障害のある子どものことを見つめなおしてみることはとても意義があると思います。

わが子の後見人のことを考えることは、わが子のこの先の人生を考えることでもあります。親自身の人生を考えることでもあります。

## きょうだいは後見人になれるの？

もちろん、なることができます。被後見人の収入や財産、生活状況、本人との利害関係などさまざまな点を考えて、裁判所が「本人のためになる」と判断すれば、きょうだいも後見人になることができます。現実には、特に問題がなさそうなら裁判所はきょうだいを後見人に選任します。

親自身が後見人になるのがふさわしくないのだとすれば、次に思い浮かべるのは「きょうだい」という人は多いでしょう。親にとっては、これまで障害のあるわが子と縁もゆかりもなかった第三者に任せるよりも、きょうだいに後見人になってもらうのが安心なのかもしれません。幼いころから一緒に育ってきたわけだし、親にとってはやっぱり同じわが子なわけですから、その気持ちはよくわかります。

しかし、きょうだいの立場になって考えてみるとどうでしょうか。

親は障害のある子が生まれるまでは障害者とは無関係の人生を歩んできた人がほとんどでしょうし、障害のある子よりも早く亡くなる人が多いでしょう。ところが、きょうだいは生まれたときから、あるいは小さなころから家族内に障害児がいて、障害児のきょうだいとして親には考えが及ばないような苦労やがまんをいっぱいしています。もちろん、楽しい思い出もいっぱいあるでしょうが、親が亡くなった後もおそらくは障害のある人のきょうだいとしての人生をずっと歩んでいくことでしょう。きょうだいにさまざまな法的責任や義務のある後見人になってもらうことがいいのかどうかは慎重に考えてみるべきかもしれません。

障害のある子どもがかけがえのない人生を歩んでいるのと同じように、きょうだいだってかけがえのない人生を歩んでいます。当たり前のことですが、彼らは「障害者のきょうだい」という前に、ひとりの独立した人格であることを決して忘れてはいけないと思います。

また、障害のある本人自身にとっても、幼いころから一緒にいるきょうだいがずっとこの先の人生も自分の後見人として存在するということは、たしかに安心である面はあるでしょうが、本当に自由に自分の人生を歩んでいけるかどうかということを考えて時に、いささかのためらいを感じるの

だとしても不思議ではないと思います。

ある支援者は言います。「きょうだいは、親が生きている間は一生懸命に障害のあるきょうだいのために支えようとする。親が亡くなるとさらに一生懸命になる。しかし、何もかも自分で背負おうとするあまりに燃え尽きてしまったり、次第に熱が冷めてしまったりすることがよくある」

きょうだいは結婚すると自分の家庭を持ちます。マイホームを買うためにローンを組んだり、子どもの教育費にもお金がかかったりします。自分の思いだけで何もかも決めることができなくなります。妻(夫)や子どもたちだってそれぞれの人生があるのですから、障害のあるきょうだいを最優先に考えることができなくなったとしても不思議ではありません。

親が亡くなれば、遺産相続の問題が持ち上がります。そんなとき、障害のあるきょうだいとは利害が相反する関係にもなりかねません。



## 親戚の人は？

親もきょうだいも後見人になるのにふさわしくないのだとすれば、親戚はどうでしょうか。おじさん、おばさん、いとこ……。縁もゆかりもない第三者よりは、血もつながっているし、幼いころから障害のある本人のことも知っているわけで、安心といえば安心かもしれません。

その人が後見人になることが障害者にとってのためになるのであれば、なる場合があるでしょう。費用がかからなくてすむからという理由であれば、それは本人の利益となるでしょう。

しかし、ちゃんと仕事をしてくれるのかどうか、もしものときに本当に親身になって対応してくれるのか、などといったことを総合的に検討しなければなりません。親にとっては小さなころから障害のある子どものことを知ってくれているから安心だと思えるかもしれませんが、親の安心感よりも障害のある本人にとって後見人としてふさわしいのかどうかを冷静に検討しないとイケません。

ところで、親族はただで後見をするべきなのでしょうか？

後見人になれば親族であっても報酬をもらうことができます。ただし、報酬を受け取るためには、家庭裁判所に「報酬をください」という申し立てをする必要があります。報酬額は、本人の財産がどのくらいあるのか、後見人の仕事の内容はどのくらいのものなのか、ということを考えて家庭裁判所が決めます。それは親でもきょうだいでも第三者でも変わりません。

家庭裁判所が決めた報酬の額に不満がある場合、あるいは報酬をもらうことが認められなかった場合、いずれにしても不服の申し立てをすることはできません。

後見人が報酬を欲しいと思わない場合には申し立てをする必要はありません。

一方、当たり前のことですが、後見人が管理する被後見人の財産は本人のために管理するのであって、いくら後見人がきょうだいであっても勝手に使うことは許されません。小さなころから一緒に生活してきたきょうだいではあっても、後見人になれば多くの義務や責任を負うことになるのは

第三者の後見人と同じです。家庭裁判所が任命した後見人は、たとえ親でもきょうだいでも業務として後見事務をおこなうのです。障害者(被後見人)の財産を不適切に処分したり、使い込んだりすれば、厳しく責任が問われます。

後見人の候補者選びには、本人のことを知っている人を選びたいという半面、不正が起きる危険性をできるだけ最小限に抑える努力も払わなければなりません。



## 第三者の後見人はどうか？

親もきょうだいも親戚も後見人になるのはふさわしくないのだとすれば、やっぱり弁護士などの専門家（第三者）の後見人を探すしかないと思ってしまいますよね。

現在、後見人を引き受けている第三者といえば、①弁護士 ②司法書士 ③社会福祉士がほとんどです。いずれも国家資格のある公的な立場の人たちです。必要に応じて税理士などが引き受けている場合もあるようです。

人間関係にとらわれずにドライに対応できる点、また難しい法律判断、他人との調整や交渉ごとは第三者の後見人の方が一般的には得意です。弁護士・司法書士・社会福祉士などの国家資格をもつ専門家に依頼するとある程度の費用はかかりますが、家族の過重負担を避け、家族による制度の乱用を防ぐためには、こうした専門家を積極的に活用することが望ましいといわれています。

障害のある人を一人の独立した人格として認め、社会の中で自己実現を求めることを支援するためには、さまざまなしがらみがある家族よりも、第三者が後見人になった方がよいかもしれません。

弁護士や司法書士は、財産管理や財産の処分、さまざまな契約の締結や取り消しなど、法的な実務をふだんから行っており、いざという時には心強い人たちです。

しかし、弁護士とひとくちに言っても得意な分野と苦手な分野は人それぞれにあります。殺人犯や思想犯など刑事事件の弁護を専門にやっている弁護士もいれば、大企業の顧問弁護士として働いている人もいるし、労働者側の権利を守るために活動している弁護士もいます。

成年後見のことを詳しく知り、実際に後見人をしている弁護士はむしろ少数派と思って間違いありません。また、後見人をしている人も、高齢者の後見業務は知っていても、知的障害者のことはよく知らない、という人は多いと思います。

弁護士だからといって、何もかもお任せしておけば大丈夫だと思うのは間違いです。知的障害者や成年後見のことについて詳しい弁護士を探さな

ければなりません、はじめから詳しい弁護士はいないので、たとえ不慣れで不安に思っても、知的障害や成年後見業務に興味を持ち、まじめに関わってくれる弁護士であれば、一緒にわが子の人生について考えてくれるよう働きかけることが大事なのかもしれません。

一方、社会福祉士は、法的な事案には強くはないかもしれませんが、福祉の現場をよく知っているだけに、「身上監護」については弁護士や司法書士よりも得意な人が多いと言えるかもしれません。障害者施設の職員として働いていた経験のある社会福祉士も多く、彼らは施設の実情をよく知っているだけに、なかなか言いたいことを言えない障害者の気持ちをよく汲み取れる可能性はあります。

ある社会福祉士は「施設で働いていたときには、障害者が虐待されたり権利侵害されたりしているのを見ても、職員同士のしづらみがあってなかなか言えなかった。そういう経験があるので、いまは後見人としてよく実情がわかるし、何もしづらみがなく障害者本人のためだけに主張することができる」と話しています。

もちろん、その人の感性や能力によって異なりますし、障害者の気持ちを汲み取れたとしても、それをどうやって代弁して改善につなげていけるのかは、また別の能力が求められるのかもしれません。

第三者の後見人がいいのだとしても、いったいどこに行けば第三者の後見人は見つかるというのでしょうか。

都道府県や市区町村の障害福祉課に問い合わせても、期待している答えは返ってこないかもしれません。社会福祉協議会が成年後見の相談窓口を持っているところはかなりありますので、そこに当たってみる方が早いだろうと思います。

また、知的障害者の相談や権利擁護を担っている機関がそれぞれの都道府県や市町村にはある場合が多いので、そこに相談してみるといいかもしれません。

地元の弁護士会や司法書士会や社会福祉士会に直接相談してみてもいいと思います。

地域によって市区町村の行政が熱心なところもあれば、社会福祉協議会が熱心なところもあれば、どこもあまり頼りにならないところもあるので、

一概に「ここに相談すればすべてわかる」とは言えません。相談しても納得できる答えが返ってくるとも限りません。

少し大変かもしれませんが、自分の足であれこれ当たってみて、どこが最も頼りになりそうなのかを探ることが、最も近道かもしれません。それが、地元の公的機関に知的障害や成年後見に興味を持ってもらえるように耕し、人材を育成することにつながっていくのだと思います。

待っているだけでは、何も始まりません。親が死んだ後、この世で人生を歩んでいく障害者を支えてくれる人、それが後見人なのです。今のうちに自分の足で信頼できる後見人を探すのに、何の苦労があることでしょうか。



## いいことばかりじゃない？

成年後見制度を利用すると、たしかに安心ですが、いいことばかりではありません。後見人が付くと選挙権がなくなります。保佐や補助の場合は選挙権を失いませんが、後見類型だけは選挙のときに投票できなくなるのです。

国会議員だけでなく、県知事や市町村長や市議会議員など選挙はたくさんあります。私たち国民から集めた税金をどのように使うのかは、このような選挙で選ばれた知事や市長や議員の人たちが決めることになっています。総理大臣だって、私たちが選んだ国会議員の中から選ばれるのです。

ヘルパーやグループホームなどにもっと予算を回してほしいければ、障害者の福祉をよくしようと思っている国会議員や知事や市長を選ばなければいけません。障害者福祉の制度をもっとよいものにしようと思うのであれば、やはり、障害者のことをよく理解してくれている国会議員や知事や市長を選挙で当選してもらわないといけません。

そんなに深く考えていなくても、選挙に行くことをとても楽しみにしている障害者はたくさんいます。障害の重い人も社会の中でいろんな活動をし、何か買い物をするれば必ず税金（消費税）を払っているのですから、選挙で1票を投じる権利があるのは当然です。

しかし、今の成年後見法ができるとき、あまり論議もされずに、後見人が付いた人からは選挙権が奪われることが決められてしまいました。それ以前にあった禁治産制度で禁治産宣告された障害者には選挙権を与えないとされていたことが、そのまま引き継がれてしまったのです。

選挙権がなくなることを何とか見直してほしいと私たちは訴えています。今のところはまだ改善される見通しはありません。

また、数万円以上する買い物をしたときなどは、後で取り消されることがあります。

もらった給料や障害年金をいっぺんに全部使ってしまう人がいます。必要のないものに預貯金をつぎ込んで買ってしまう人もいます。悪質商法にだまされて財産を全部とられてしまう人もいます。そのような障害者にとっては、後で取り消してもらわないと生活費を失ってしまうことになるのでたいへんです。

しかし、私たちだってふだんすべてのことを理性的に考えて行動できているわけではありません。むだな買い物をしてしまい、後になって買わなければよかったと後悔したことはありませんか？

どうしても欲しいものをついに買ったときの喜び、ドキドキしながら預貯金を引き出してお店に払ったときの緊張感、後になって「失敗した～」と気づいたときの落胆……。そういうことを繰り返しながら、私たちはお金を使うことを学んでいきます。買い物をする楽しさも学んでいくのです。

後見制度を利用すると、「失敗しながらそれを教訓にする機会」や「痛い目にあってしばらく落ち込む機会」を知的障害者から奪うという面があることも知ってください。

ただし、本人の人生にとって取り返しの付かないような「失敗」はできれば避けたいものです。失敗を教訓にしたり、リベンジしたりすることが苦手な障害者だからこそ、いろいろなリスクのある地域社会で自由に生きることをどうやって支えるのか、みんな悩みながら考えているのです。



## やっぱり後見人はいらない？

知的障害者の財産を守ったり、銀行口座から必要なお金を出し入れしたり、平穏で快適な日常生活を送れるように身上監護の手伝いができるのは、後見人だけではありません。権利侵害をされたときに被害救済をしてくれるのも後見人だけではありません。

たとえば、全国各地の社会福祉協議会がやっている日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を利用すれば、生活に必要なお金の出し入れや、福祉サービスの契約のお手伝いなどはしてくれます。ある知的障害者がひどい悪質商法被害や虐待などにあったとき、この事業の相談員が市役所や警察などにはたらきかけて解決してくれたという例もあります。それは本来の仕事ではないので、どの相談員もそのように助けてくれるわけではありませんが、いざというときには心強いものになるかもしれません。

ただし、後見人よりはかなり安いけれど、この事業を利用すると料金はとられます。重度の知的障害者にとっては、自分で申請しなければサービスを受けることができないことが難点です。というよりも、そもそもこの事業は、判断能力が不十分だがこの事業については理解できて、契約能力もあると

いうことが前提になっているのです。そこが問題なのかもしれませんね。

知的障害者がふだん生活しているときに何か困ったことがあったり、権利侵害をされたり、福祉サービスの契約について相談にのってほしいとき、「障害者110番」という相談窓口が各地にあります。県や市町村に委託されて障害者の相談や権利擁護をやっている事業所も各地にあります。また、施設などでの



権利侵害については、運営適正化委員会に相談してもいいかもしれません。

しかし、こうした相談窓口は、必ずしも解決するまでずっと支援してくれるわけではなかったり、ある障害者にだけ付きっきりで支援してくれるものでもなかったりします。もちろん、熱心な担当者はいますが、動きが鈍く、調査も不十分で、満足の得られる解決に至らないケースが少なくありません。

ひどい権利侵害をうけたときには、警察や弁護士に相談するべきです。知的障害のことに慣れていない警察官や弁護士は多いので、必ず家族や支援者が付き添った方がいいと思います。最近では、知的障害者の権利侵害事件を手がける弁護士が各地で活動するようにもなったので、こうした弁護士を探すことも必要です。

障害者 110 番や警察や弁護士にしても、だれが相談に行くのかという根本的な問題があります。親族が健在で障害のある人が被害を受けていることに気づいて動いてくれればいいのですが、身寄りのない人で本人に被害意識がない場合はどうなのでしょう。障害者 110 番の相談員や警察官の方から動いてくれるということはありません。

弁護士に事件として依頼するとしても、委任も法律行為なので、判断能力がないとできません。

悪質商法被害にあったときには、消費生活センターに相談すると解決のアドバイスをしえくれたり、相手の悪質業者と交渉して契約をなかったことにしてくれたりします。無料です。ただし、相談に乗ってくれる職員が知的障害のことをよく理解できているかどうかはわかりません。熱心な職員に当たるか、そうでない職員に当たるかによっても大きな違いがあります。

また、当然のことですが、消費生活センターもこちらから相談に行かなければ解決の道は開かれません。センターの相談員が被害を見つけてやって来てくれることはありません。悪質商法のトラブルにあった人はそれを機会に成年後見の利用をしてはどうでしょうか。

## ダメな後見人だったら？

後見人が付けばそれですべて安心かと言われれば、そうではありません。信頼できる後見人だと思ってお願いしたところ、実際にはちゃんと動いてくれなかったというようなこともあります。初めは良かったけれど、だんだん動きが鈍くなり、信用できなくなる…というようなことも世の中にはよくあります。

障害を持っている人だって成長していきます。虐待され傷ついていた障害者がよい支援によって自尊心を回復し、いろいろなことに挑戦したい気持ちを抱いていくことはよくあります。だれだって視野が広がり価値観が変われば、これまでとは違う生き方を求めていくものです。そのとき、これまではよかった後見人が、障害者の新たなニーズを受け止められず、逆に管理的になって意見がぶつかることもあり得ます。

そのようなことに気づいたとき、親であるあなたには何ができるのでしょうか。こうした障害者の特性や、その人本来の個性について後見人によく伝えて話し合い、新たなニーズに適應するような後見活動のあり方を模索することができれば理想的かもしれません。

また、後見人をバックアップする組織があれば、なおさら安心です。ひとりの後見人がすべてを担う個人後見に対して、障害者の親や弁護士や税理士や社会福祉士など複数の専門家が集まって法人を作り、そこが法人後見を担うやり方を実践するところも出始めました。また、後見人にアドバイスしたり意見を言ったりする後見監督人という制度もあります。

それでも、後見人が不熱心でまじめな改善が見込まれないとき、あるいはどうも不正をしているように思われたときには家庭裁判所に相談しましょう。「何となく信頼できない」「障害のある子のことを理解してくれない」という程度の理由では家庭裁判所はたぶん相手にしてくれませんが、明確な不正行為や、著しく不適切な言動があれば、後見人はクビになる場合もあります。

後見人には重い責任が課せられています。自分でものごとを理解して判断することができない障害者に代わって財産を管理・処分したり、福祉サービスの契約をしたりするのだから当然です。

後見人が不正な行為をしたり、あまりにも不適切な言動が多かったり、被後見人の財産を勝手に流用したり借りたりした場合には、家庭裁判所は厳しく監督します。

そのほかにも後見人としての信用や信頼を傷つけるようなことをしたり、後見人の権限を濫用したり、適当でない方法で財産を管理する行為があった場合にも解任されることがあります。

「適当ではない財産管理」とは何なのか迷う人が多いかもしれません。後見人は被後見人（障害者）の財産を本人の利益になるために管理する義務があります。そのため、だれかに財産を贈与したり、寄付したりすることは、「適当ではない財産管理」に含まれます。

たとえば、親族が後見人になった場合に、高価なものを買ったり、自分の会社に対して障害者（被後見人）に出資させたり、運営資金を借りたり、家を改築する資金を出させたりすることです。

親族に介護料などを支払うこと、リスクのある投資や投機取引をすることなども「適当ではない」と見なされることがあります。

後見人は十分な注意を払って誠実にその職務をおこなう責任を負っています。わざと被後見人に損害をあたえたり、過失によって損害をあたえたりした場合には、賠償しなければなりません。また、悪質な場合には、業務上横領などの刑事責任を問われることもあります。

また、後見人は必要に応じて家庭裁判所に連絡や相談をしないとけません。きちんと後見人としての仕事をしているのかどうか、家庭裁判所から監督を受けることになっています。

しかし、家庭裁判所の職員数は限られていてすべての後見人の監督をきちんとできないかもしれません。そのために、だれか別の人を後見監督人として選任することもあります。後見人の権限はとても大きく、ちょっとでも不適切なことをしたために障害者の人生が大きく影響されることになりかねないので、後見監督人がチェックすることも必要なのです。

## 後見に必要なお金は？

後見人の手続きをするためには以下の費用が必要です。

- ①申し立て手数料……1件 800円
- ②切手代……4000円程度
- ③登記印……4000円
- ④鑑定費……5～10万円（医師による判断能力の鑑定）

このほか、申し立て書類（戸籍謄本・登記事項説明書・診断書など）の入手費用

また、＜法定後見人の報酬＞は、一般的には後見人が1年程度の後見事務をやったあと、その報告と経過や事務処理の難しさ、労力などを書いて家庭裁判所に報酬をもらうための審判の申し立てをします。家庭裁判所はそれらを検討して相当な額を決定し、認められれば被後見人の財産の中から支払われます。5000円～3万円が目安ですが、事情によりもらえない場合もあります。

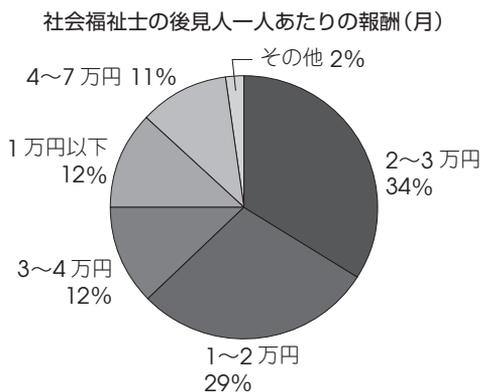
社会福祉士会が1か月の報酬の平均を調査したところ、右の円グラフのような結果があります。

財産がほとんどない場合、後見経費などはどうするのでしょうか？

障害のある人（被後見人）の生活費や、後見人が職務をするのに必要な経費は、本人の年金収入や財産から支出します。被後

見人に債務（借金など）がある場合の返済も本人の財産から出します。被後見人に扶養義務がある配偶者（夫や妻）や未成年の子がいる場合、その生活費も被後見人の収入や財産から支出します。

ただし、被後見人本人以外の生活費については、被後見人の収入や財産がどのくらいあるのかを考えて、このくらいは出せるだろうと認められる範



困で支出します。本人の収入や財産があまりないのに配偶者や子どもの生活費まで負担させたのでは、本人が生活できなくなってしまいます。この点については事前に家庭裁判所に相談してください。

債務（借金など）についても、法律的に詳しく検討すると被後見人が背負わなくてもよいケースもあるので、弁済してしまう前に家庭裁判所に相談してください。

また、後見人がその職務をおこなうために必要な経費は、被後見人の収入や財産から出してもかまいません。たとえば、後見人が被後見人と面会するための交通費など、銀行や郵便局に行くための交通費、被後見人の財産の収支を記録するのに必要な文房具代、コピー代などがそれに当たります。

もちろん、本当に必要なのかということや、被後見人の収入や財産がどのくらいあるのかということを考えて、このくらいならいいだろうという範囲に限られます。高額なタクシー代などは特別な事情がない限り認められません。注意してください。

なお、後見人が選任される前の後見開始の申し立て費用（印紙、切手、鑑定費用など）は経費には含まれません。申し立て費用を被後見人の収入や財産から出そうとするときは、その旨を記載した上申書を家庭裁判所に提出し、家庭裁判所の指示に従ってください。

被後見人に収入や財産がない場合、生活費や後見人の経費などは扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することになります。

扶養義務者が複数いる場合は、だれがどのように負担するのかを話し合っ  
て決めることになります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停や審判を利用することもできます。

親が後見人になったりしている場合は、後見人自身が扶養義務者ということになるので、被後見人の生活費などを負担することもあるでしょう。

被後見人に身よりがなく、扶養義務者がいない場合、あるいは扶養義務者がいても生活に余裕がなくて援助できない場合は、生活保護など公的扶助に頼る以外にはありません。被後見人が暮らしている市町村役場に相談してください。身よりのない障害者こそ公的責任で後見人を付けるべきだという意見は根強く、今後の制度改正や、市町村の事業に期待がかけられています。

## ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 14

# 後見人の役目はいつまで？

後見人の役目が終わるのは以下の場合です。

- ① 被後見人が死亡したら
- ② 後見開始の審判が何かの理由で取り消されたら
- ③ 後見人がやめたら
- ④ 後見人がクビになったら

これらの理由によって後見人の役目が終わった際には、後見人はそれまで管理していた被後見人の財産について、どのくらい支出しどのくらい財産が残っているのかを計算し、それを家庭裁判所に報告しなければなりません。新たに別の後見人が付く場合には、その後見人に財産を引き継がないといけません。被後見人が死亡したときには、財産を相続する人に引き継ぎをしないといけません。後見人が相続人の一人である場合は、ほかの相続人全員に対して、引き継ぎ管理している財産の内容を通知しないといけません。

後見人の役目が終わってから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算して、その時点での財産目録を作らなければなりません。

後見監督人が選任されている場合には、後見監督人が立ち合って財産を引き継ぐ相手に財産目録を報告しないといけません。

財産の引き継ぎや相続人への通知が終了したら、家庭裁判所に後見事務が終わったことを報告してください。

万が一、後見人自身が死亡したときには、後見人の親族から家庭裁判所に連絡してもらいます。被後見人の権利が侵されたり困ったりしないように、すみやかに後任の後見人を選ばないといけないからです。また、新しい後見人への財産の引き継ぎは親族がおこないます。



## おわりに

成年後見制度が始まる前にも、知的障害者の権利を守るための制度はありました。禁治産・準禁治産制度といます。自分でものごとを理解して判断できないと思われる人が対象で、家族が申し立てると、裁判所が鑑定をしてこの人の財産を守るために禁治産宣告をしました。

この宣告をされた人は禁治産者と呼ばれ、この人がやった「法律行為」はすべて否定されます。禁治産・準禁治産の宣告をされると、官報に載ります。家庭裁判所の掲示板にも張り出されます。戸籍にも書き込まれます。「何もできない人」というレッテルをあちこちで張られるようなものです。じっさい、禁治産・準禁治産者はいろんな職業につくことが禁じられました。もちろん選挙権も奪われました。

しかし、重い障害があっても安心できる仲間や家族が近くにいたり、生活しやすい環境が整っていたりすれば、いろんなことができるものです。また、どんな重度の障害者もそれぞれに思いがあり、その人自身の気持を大事にしようとするのは当然です。そのために、現在の成年後見制度はつくられました。

障害があるからといって特別に扱うのではなく、その人なりの自由で満ち足りた生活をするために、どんな支援が必要なのかを後見人は考えなければなりません。日常生活に必要な買い物は障害者が自分でしても取り消されないところなどが禁治産制度とはちがいます。

また、財産があればそれを管理するだけでなく、その人のためにどう使っていくのか、ということも後見人は考えないといけません。後見人は、どんな環境の中で育ってきたのか、どのような体験をしてきたのか、ということを考えながら、その障害者が何をしたいのかをくみ取ろうとすることが大事です。

つまり、成年後見制度とは、ただ障害者を被害や権利侵害から守るというだけでなく、どんな障害を持っていても地域社会のなかで自己決定を尊重

しながら生きていくことを支える仕組みであることがわがると思います。

障害者自立支援法は、障害のある人がふつうに暮らせる地域社会をつくらうということが目標です。さまざまな点で批判もありますが、この法律が目指しているものは、障害者がもっと社会の中ではたらくるようにし、施設での管理された生活よりも、地域の中でふつうに暮らすことができるような社会の構築です。

成年後見制度がこうした社会を実現するために大きなカギを握っていることは間違いありません。障害のあるわが子の将来のために、今から考えていきましょう。





## 親のための成年後見ハンドブック

---

2008年6月1日増刷版

発行者 Pand A-J (代表 野沢和弘)

発行所 Pand A-J 編集部

〒187-0032

東京都小平市小川町 1-830

白梅学園大学 堀江まゆみ研究室気付

FAX 042-344-1889

Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

定 価 100円 (送料等別)

振 替 00120-0-299550 Pand A-J

---

本誌は平成19年度厚生労働省障害者自立支援調査研究事業「育成会ネットワーク権利擁護成年後見プロジェクト」により作成した。